

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土づくり本部 森林整備課

法令名	森林法	法令の番号	C-26-249
許認可等の種類	保安施設地区内の立木伐採の許可等	根拠条項	第44条
審査基準	<p>「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取り扱いについて」（昭和45年6月2日付け 45林野治第921号 林野庁長官通達）の記第9の5による。</p>		
	<p>*下欄（ ）は立竹の伐採等（作業許可）の許可を要する場合。</p>		
受付 機関	農林事務所	処理 機関	農林事務所 (森林整備課)
		交付 機関	農林事務所 (森林整備課)
		標準処理期間	30日
		標準経由期間	15日
		目次 NO	4